

議案第 8 1 号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5
年小松島市条例第 4 8 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 1 2 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号ア中「100分の155」を「100分の170」に改め、同号イ中「100分の124」を「100分の136」に改め、同号ウ中「100分の93」を「100分の102」に改め、同号エ中「100分の46.5」を「100分の51」に改める。

第2条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号ア中「100分の140」を「100分の147.5」に改め、同号イ中「100分の112」を「100分の118」に改め、同号ウ中「100分の84」を「100分の88.5」に改め、同号エ中「100分の42」を「100分の44.25」に改め、同項第2号ア中「100分の170」を「100分の162.5」に改め、同号イ中「100分の136」を「100分の130」に改め、同号ウ中「100分の102」を「100分の97.5」に改め、同号エ中「100分の51」を「100分の48.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 82 号

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和 50 年小松島市条例第 41 号)の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市長及び副市長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 小松島市長及び副市長の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市長及び副市長の給与条例（以下「条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 83 号

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和 27 年小松島市
条例第 30 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和27年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市教育委員会教育長の給与条例（以下「条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 84 号

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和 32 年小松島市条例第 20 号)等の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項第2号イ中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中「8, 900円」を「10, 000円」に改め、同号オ中「11, 300円」を「12, 900円」に改め、同号カ中「13, 700円」を「15, 800円」に改め、同号キ中「16, 100円」を「18, 700円」に改め、同号ク中「18, 500円」を「21, 600円」に改め、同号ケ中「20, 900円」を「24, 400円」に改め、同号コ中「21, 800円」を「26, 200円」に改め、同号サ中「22, 700円」を「28, 000円」に改め、同号シ中「23, 600円」を「29, 800円」に改め、同号ス中「24, 500円」を「31, 600円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円						
再任用 職員以 外の職 員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400

54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		
86	241,000	295,900	344,000	383,900			
87	241,700	296,200	344,500	384,500			
88	242,400	296,600	344,900	385,100			
89	243,100	296,900	345,200	385,800			
90	243,600	297,300	345,600	386,400			
91	244,100	297,700	346,100	387,000			
92	244,600	298,100	346,500	387,600			
93	244,900	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100				
95		298,900	347,600				
96		299,300	348,000				
97		299,500	348,100				
98		299,800	348,600				
99		300,200	349,100				
100		300,600	349,400				
101		300,800	349,700				
102		301,100	350,100				
103		301,500	350,500				
104		301,800	350,900				
105		302,000	351,400				
106		302,300	351,800				
107		302,700	352,200				
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				

	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

第2条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第19条の3第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第21条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第21条の2中「、第11条の4」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円						
再任用 職員以 外の職 員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900

54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				
109		297,200	346,200				
110		297,600	346,600				
111		298,000	346,900				
112		298,300	347,200				
113		298,400	347,700				

	114		298,700					
	115		299,000					
	116		299,400					
	117		299,600					
	118		299,800					
	119		300,100					
	120		300,400					
	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	284,700	312,800	354,500

(小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「次の表の」を「次の表アの」に改め、「100分の99.14」の次に「（平成21年減額改定対象外職員以外の職員である者のうち小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第〇号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第2項の規定による適用日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表イの給料の表の欄，職務の級及び号給の欄に掲げるものである職員以外の職員（以下「平成26年増額改定職員」という。）である者にあつては，100分の99.34）」を，「100分の99.34」の次に「（平成21年減額改定対象外職員である者のうち平成26年増額改定職員である者にあつては，100分の99.54）」を加え，同項の表給料の表欄中「昭和33年小松島市規則第1号」の次に「。以下この項において「給与規則」という。」を加え，同表を表アとし，同項に次の1表を加える。

イ

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	5級	76号給から85号給まで
	6級	68号給から77号給まで
	7級	56号給から61号給まで
給与規則第10条の表		168号給から177号給まで

第4条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「受ける給料月額」の次に「（小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第〇号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員にあつては，当該給料月額と当該給料の額との合計額）」を加え，「小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第〇号。以下「平成26年改正条例」という。）」を「平成26年改正条例」に改め，「，給料月額」の次に「（平

成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料月額と当該給料の額との合計額)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条並びに附則第 5 項から第 10 項までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（小松島市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）及び第 3 条の規定による改正後の条例の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（条例第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条及び第 3 条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する条例第8条第2項の規定の適用については、条例第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第〇号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）
- 10 切替日から平成30年3月31日までの間における条例第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。
（規則への委任）
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 85 号

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

小松島一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例（平
成 24 年小松島市条例第 4 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000

」を

「

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000

」に改める。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 4 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

議案第 86 号

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年小松島市条例第 31 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条中「、第6条の2」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 87 号

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例について

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象者となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は

居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年小松島市規則第9号）第13条の別表第2の13の項の事由による休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合
2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての小松島市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

（小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 職員の休業に関する状況

（小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

議案第 88 号

小松島市行政手続条例の一部を改正する条例について

小松島市行政手続条例（平成 9 年小松島市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市行政手続条例の一部を改正する条例

小松島市行政手続条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。
目次中「第4章 行政指導（第30条～第34条）」を「第4章 行政指導
第4章の2 処分

（第30条～第34条の2）

等の求め（第34条の3）」に改める。

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続きを経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第35条の見出しを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正)

2 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第133号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 89 号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年小松島
市条例第 10 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年4月1日条例第10号）の一部を次のとおり改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号，第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め，同項第2号中「第4条第2項第3号，第8号，第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は，平成27年1月1日から施行する。

議案第 93 号

財産の取得について

各種災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

購入物品	水槽付消防ポンプ自動車
購入予定価格	41,040,000円
内 訳	水槽付消防ポンプ自動車1台 38,000,000円 消費税 3,040,000円
購入の相手方	徳島市中昭和町2丁目15番地 徳島防災株式会社 代表取締役 鶴田 勝重
納入期限	平成27年3月31日